

中央会からのお知らせ

令和3年度オンライン生産性向上支援訓練「テレワーク活用」 「テレワークの導入と応用」 ハイブリッド型セミナーのご案内

本セミナーでは、総務省認定のテレワークの専門家がテレワーク導入のポイントや環境整備等について解説いたします。2日間（計6時間）でテレワークのノウハウを習得できるチャンスです。是非この機会にご参加ください。

- 日時** 2021年11月19日・26日（金）13:30～16:30
場所 兵庫県民会館9階902号室またはオンライン（Zoom）※申込時に参加形式（会場・オンライン）を選択
対象 中小企業者、企業支援者等
定員 20名（事前申込制）
受講料 3,300円（税込）
講師 （株）ファインサポート 代表取締役 児玉 学氏
資格等：中小企業診断士、ITコーディネータ、知的財産アナリスト、2021年度総務省テレワークマネージャー
内容
◆テレワーク導入・活用のポイント
◆テレワーク環境整備
◆自社ビジネスプロセスの見える化（マンダラート作成）
◆自社テレワーク導入の計画策定 等

申し込み方法

参加申込書を兵庫県中央会のホームページからダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、**10月27日（水）**までにFAXもしくはメールにてお申し込みください。

URL : <https://www.chuokai.com/teleworkseminar/>

1オンライン生産性向上支援訓練は、当会が事業取組団体としての認定を受け、厚生労働省所管の公的な施設であるポリテクセンター兵庫から地域の中小企業の課題とニーズに対応した知識・スキルを習得する為の委託事業として開催します。

<担当：経営相談室 内田・林>

個人住民税の納税について

個人住民税は、県民税と市町民税をあわせて市町が課税し、徴収する税です。給与所得者と65歳以上の年金受給者は、給与や年金から特別徴収され、それ以外の方は、市町から送付される納税通知書により、原則として年4回に分けて納めていただきます。

給与所得者等以外の方の第3期分の納期限は、**11月1日（月）**（市町により納期限が異なる場合があります。）ですので、最寄りの銀行などの金融機関でお納めください。

※お問い合わせはお住まいの市（区）役所、町役場まで

東日本大震災の教訓を踏まえた防災施策の実施に伴い、令和5年度までの個人住民税の均等割の税率が年額1,000円（県民税500円、市町民税500円）引き上げられています。また、県民税均等割のうち800円は緑の整備のための「県民緑税」です。

兵庫県・市町

中小企業のための 地震・津波の補償「地震特約」

ひょうご共済の火災共済に特約としてご加入いただける制度です。

ひょうご共済 地震特約

“ひょうご”の中小企業を補償でサポート！



ひょうご共済
兵庫県共済協同組合

月刊中央会 10 （オ）

兵庫県中小企業団体中央会時報第765号2021年10月5日発行（毎月1回5日発行）
発行所／兵庫県中小企業団体中央会 〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目16番3号兵庫県民会館3階
本誌は組合等情報提供事業として発行しております。購読料／部30円（会員の購読料は会費に含まれています。）

TEL 078-33312045



動く つなぐ 結ぶ
組合・中小企業を
サポート

月刊中央会

2021/October 第765号

令和3年10月5日号（毎月1回5日発行）

組合・中小企業を
応援します！

特集 定款参考例が改訂されました vol.2

■中央会事業

- ◇ひょうご特産品フェア2021出店企業のご紹介
- ◇「国際フロンティア産業メッセ2021」にグループ出展しました
- ◇兵庫県中小企業組合事務局協議会が通常総会を開催しました

■コラム

- 中小企業のための税務レポート—
- 令和3年10月1日からインボイス発行事業者となるための登録申請の受付開始
- 税理士法人コモンズ 代表社員 税理士 坂本 健一

■情報レポート

- 県内中小企業は、緊急事態宣言の発出による影響が大きく、景気回復が減速しつつある。コロナウイルス感染症の拡大が重石となり、先行きへの不透明感が増す結果となった。

■お知らせ

- ◇テレワークマネージャー相談事業
- ◇消費税のインボイス制度登録申請書受付開始！
- ◇令和3年8月から「業務改善助成金」が使いやすくなりました
- ◇最低賃金が改正されました

■中央会からのお知らせ

- ◇「テレワークの導入と応用」ハイブリッド型セミナーのご案内



兵庫県中小企業団体中央会
<https://www.chuokai.com>

定款参考例が改訂されました vol.2

令和3年7月30日に「中小企業定款参考例」が改訂されました。主に次の4点について整備されました。改訂のポイントを3回シリーズでご案内します。

なお、バーチャルオンリー型組合総会（総代会）及び理事会は、すべての組合が導入しなければならないものではありません。導入したい場合は、定款変更の手続きをお願いします。

1. 「中小企業等協同組合法施行規則」並びに「中小企業団体の組織に関する法律施行規則」の改正に伴うバーチャルオンリー型組合総会（総代会）及び理事会を開催可能にするための規定の追加【9月号に掲載済】
2. 「バーチャル組合総会／理事会開催に関する実務指針」の策定に伴う諸規定の見直し【10月号に掲載】
3. 事業の規定例の追加【11月号に掲載予定】
4. 賛助会員規定【11月号に掲載予定】

2. 「バーチャル組合総会／理事会開催に関する実務指針」の策定に伴う諸規定の見直し

(1) 代理権又は緊急議案手続の制限に関する対応

①ハイブリッド型バーチャル組合総会における代理人の範囲の制限【事業協同組合定款参考例第43条】

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使) 第43条 組合員は、第41条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。 (中略)</p> <p>(注3)ハイブリッド型バーチャル組合総会を開催する場合に代理人の範囲をリアル出席者への委任のみに制限する組合においてはその旨を定めること。</p> | <p>(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使) 第43条 組合員は、第41条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。 (中略)</p> <p>追加</p> |

〔備考〕
注記追加／代理人の範囲をリアル出席者に制限する場合の対応

②ハイブリッド型バーチャル組合総会における緊急議案の手続制限【事業協同組合定款参考例第46条】

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(緊急議案) 第46条 総会においては、出席した組合員（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）の3分の2以上の同意を得たときに限り、第41条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項（同条第7項の規定により招集の手続を経ることなく総会を開催した場合にあっては、あらかじめ予定された事項以外の事項）についても議案とすることができる。</p> <p>(注)ハイブリッド型バーチャル組合総会を開催する場合に緊急議案の手続を制限する組合においてはその旨を定めること。</p> | <p>(緊急議案) 第46条 総会においては、出席した組合員（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）の3分の2以上の同意を得たときに限り、第41条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。</p> <p>追加</p> |

〔備考〕
文言追加／招集手続の省略の場合の緊急議案ができることについて実運用に沿って明確化するため
注記追加／緊急議案手続の制限をする場合の対応

(2) バーチャル総会実務の円滑な運営を行うための手続許容に関する対応

①選任制における無記名投票の不採用規定【事業協同組合定款参考例第33条】

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(役員選挙) 第33条 役員は、総会において選挙する。 (中略)</p> <p>(注3) 役員を選出につき選任の方法をとる組合にあっては、本条を次のように記載すること。</p> | <p>(役員選挙) 第33条 役員は、総会において選挙する。 (中略)</p> <p>(注3) 役員を選出につき選任の方法をとる組合にあっては、本条を次のように記載すること。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(役員選任) 第33条 役員を選任は、総会の議決による。 (中略) 6 第1項の議決は、無記名投票によって行う。ただし、総会において出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決により投票以外の方法を定めた場合はその方法による。 7 2人以上の理事又は監事を選任する場合にあっては、第1項の議決は、候補者を区分して行ってはならない。 8 役員を選任に関する事項は、本条で定めるもののほか規約で定める。</p> <p>-----</p> <p>(中略) (※4)無記名投票によらず選任を行う組合は、第6項を削除し、次項以降の項数を繰り上げるものとする。</p> | <p>(役員選任) 第33条 役員を選任は、総会の議決による。 (中略) 6 第1項の議決は、無記名投票によって行う。ただし、総会において出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決により投票以外の方法を定めた場合はその方法による。 7 2人以上の理事又は監事を選任する場合にあっては、第1項の議決は、候補者を区分して行ってはならない。 8 役員を選任に関する事項は、本条で定めるもののほか規約で定める。</p> <p>-----</p> <p>(中略) 追加</p> |

〔備考〕
注記追加／無記名投票によらない選任制を行う組合の対応

②協業組合における選任制の導入【協業組合定款参考例第29条】

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(役員選挙) 第29条 役員は、総会において選挙する。 (中略)</p> <p>(注4) 役員を選出につき選任の方法をとる組合にあっては、本条を次のように記載すること。 (役員選任) 第29条 役員を選任は、総会の議決による。 2 前項の議決は、推薦会議において推薦された者（以下「候補者」という。）について行う。 3 推薦会議は、別表に掲げる地域ごとに同表に掲げる人数の推薦委員をもって構成する。 4 推薦委員は、前項の地域に属する組合員を代表するものとして当該地域に属する組合員の過半数の承認を得て選出する。 5 推薦会議が役員候補者を決定する場合は、その構成員の過半数が出席し、その3分の2以上の多数の賛成がなければならない。 6 第1項の議決は、無記名投票によって行う。ただし、総会において出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決により投票以外の方法を定めた場合はその方法による。 7 2人以上の理事又は監事を選任する場合にあっては、第1項の議決は、候補者を区分して行ってはならない。 8 役員を選任に関する事項は、本条で定めるもののほか規約で定める。</p> <p>(※1) 推薦会議の構成員は、「地域」によるほか「業種」、「規模」等組合員を適切に代表しうる妥当な基準に基づき定款で定める区分ごとに選出してよい。 (※2) 総代会を置く組合にあっては、「総会」とあるのは「総代会」と、「組合員」とあるのは「総代」と書き替えるものとし、総代の選挙の際に基礎となる別表に掲げる地域等の区分又はそのいくつかを統合した区分ごとに選出してもよい。 (※3) 推薦会議の構成員を選挙により選出する組合にあっては、「当該地域に属する組合員の過半数の承認を得て選出する」を「当該地域に属する組合員による選挙により選出する」と書き替えるものとする。 (※4) 無記名投票によらず選任を行う組合は、第6項を削除し、次項以降の項数を繰り上げるものとする。</p> | <p>(役員選挙) 第29条 役員は、総会において選挙する。 (中略)</p> <p>追加</p> |

〔備考〕
注記追加／協業組合における選任制の導入

…… 最新の定款参考例の全文は、兵庫県中央会のホームページに掲載しております。……
<https://www.chuokai.com/teikansankourei2107/>

令和3年度農商工連携等交流促進事業

ひょうご特産品フェア 2021

兵庫県中央会では、食品関連事業者の販路開拓及びテストマーケティングの支援を目的に『ひょうご特産品フェア 2021』を開催します。

但馬・丹波・播磨・摂津・淡路の五国からなる兵庫県の地域の特色や食の豊かさを感じられる12ブースが出店し、趣向を凝らした兵庫の美味をPR販売します！会場には飲食スペースもあります。ランチ、スイーツ、おみやげなど、親子で楽しめるイベントです。是非お越しください。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況により、開催内容が変更となる場合があります。予めご了承くださいませようお願い申し上げます。 <担当：連携推進課 岡田>

開催日時 令和3年10月30日(土)・31日(日) 午前10時～午後4時30分(31日は午後4時まで)

会場 ポートアイランド神戸国際展示場3号館 ※三宮から無料シャトルバスあり(時刻表は下記URLからご確認ください。)

https://www.chuokai.com/hyogotokusanhinfair2021/



岩津ねぎコロッケ 但馬牛入り 株式会社 NOUEN. Description of the product and company history.

コーヒー豆の挽き売り エキストラ珈琲株式会社. Description of the coffee beans and company history.

神戸米使用 アマザケしゃあべっと 株式会社 たかた. Description of the rice-based product and company history.

黒豆岩塩「青山篠山」 株式会社 青山産業研究所. Description of the product and company history.

寿司、三種の豆ごはん 企業組合 氷上つたの会. Description of the food items and company history.

極濃プリン・シフォンケーキ ひょうご障害者福祉協同組合. Description of the products and company history.

出店企業のご紹介

ご来場の皆様へお願い 新型コロナウイルス感染拡大防止対策にご協力をお願いいたします。...

丹波黒豆うどん&オリジナルパン やくの麺業株式会社. Description of the products and company.

黒大豆枝豆 有限会社みたけの里舎. Description of the products and company.

篠山蜂蜜 株式会社 ささやまビーファーム. Description of the products and company.

有機焙煎玄米α・有機玄米黒茶(こくちや) エムズ. Description of the products and company.

フライ饅頭 辨天堂本舗. Description of the products and company.

牧場のジェラート あいす工房いらっく. Description of the products and company.

信用保証のご案内 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の皆さまへ. Information about credit guarantee services.

中央会事業

中央会事業

令和3年度異業種交流コラボレーション事業 成果報告 「国際フロンティア産業メッセ2021」にグループ出展しました

国際的な技術・ビジネス交流と新たな産業の創出を目指す西日本最大級の産業総合展示会「国際フロンティア産業メッセ2021」が、令和3年9月2日・3日、神戸国際展示場で開催されました。緊急事態宣言下という厳しい状況でしたが、完全来場事前登録制、収容定員の設定等の新型コロナウイルス感染防止対策を適切に実施した同展示会には、ものづくりや地場産業、環境など幅広い業種が集まり、昨年より約50者増の368社・団体が出展、約7,100名が来場しました。

当会は、兵庫県信用組合と共同で「兵庫県中央会・けんしん」として16事業者のグループ出展を支援しました。出展した事業者は「この状況の中でも来場される方は、明確な目的を持って来られているのでは」とビジネスチャンスの獲得に積極的に取り組んでいました。

会場全体においても、出展を取りやめた事業者は比較的少なく、「厳しい状況の中でも産業振興を止めてはならない」というポストコロナへの強い意志が感じられた展示会となりました。

<担当：連携推進課 今橋>



兵庫県中小企業組合事務局協議会が通常総会を開催しました

兵庫県中小企業組合事務局協議会は、9月24日に兵庫県民会館にて「令和3年度通常総会」を開催しました。新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、参加者を最小限の人数に絞っての開催でしたが、いずれも原案どおり可決承認されました。また、本年度は役員改選の年であり、下記の通り役員が選任され、それぞれ就任いたしました。

《役員一覧》

| 役職 | 氏名 | 所属組合・役職 |
|-----|-------|---------------------|
| 会長 | 山村 栄二 | 兵庫県共済協同組合 専務理事 |
| 副会長 | 並河 俊夫 | 阪神総合卸商業団地協同組合 専務理事 |
| 副会長 | 豊田 忠 | 協同組合産団協 専務理事 |
| 副会長 | 藤井 義基 | 兵庫県釣針協同組合 参事 |
| 理事 | 井手 俊文 | 兵庫県自動車整備商工組合 常務理事 |
| 理事 | 原 邦仁 | 兵庫県靴下工業組合 専務理事兼事務局長 |
| 理事 | 中濱 忠久 | 三菱電機姫路協同組合 専務理事 |
| 理事 | 宮崎 俊亨 | 神港貿易産業協同組合 事務局長 |
| 理事* | 野口 照雄 | 川重事業協同組合 事務局長 |
| 監事 | 山脇 和志 | 加古川卸団地協同組合 専務理事 |
| 監事* | 福本 敏一 | 川重協力工場協同組合 事務局長 |

(※新任)
(敬称略・順不同)



<担当：連携推進課 岡田>

中小企業のための 税務レポート

令和3年10月1日からインボイス発行事業者 となるための登録申請の受付開始

税理士法人コモンズ 代表社員 税理士 坂本 健一

1 はじめに

令和元年10月から消費税率が10%へ引き上げられるとともに、低所得者への配慮から食料品等に対する軽減税率制度(8%)が導入されました。いままで単一だった税率が8%と10%の2つになったため、消費税の計算が複雑になりました。

また、軽減税率制度の導入に併せて簡便な「区分記載請求書等保存方式」(プレインボイス方式)が実施され、令和5年10月から「適格請求書等保存方式」(インボイス制度)へ移行実施されます。

2 インボイス制度とは

適格請求書(インボイス)とは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいいます。インボイス制度とは、消費税の課税事業者登録を基礎とする消費税仕入税額控除の仕組みです。売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、適格請求書(インボイス)を交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けた適格請求書(インボイス)の保存等が必要となります。

3 適格請求書発行事業者になる

インボイス制度導入に伴い、事業者の方が適格請求書(インボイス)を交付するためには、納税地を所轄する税務署長に対して登録申請書を提出し、適格請求書発行事業者になる必要があります。税務署における審査を経て、適格請求書発行事業者として登録された場合、「登録通知書」が送付されます。

4 免税事業者の対応

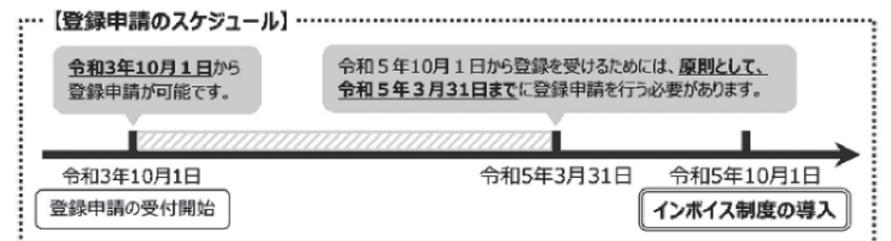
免税事業者が適格請求書(インボイス)を交付するためには、消費税の課税事業者となった上で適格請求書発行事業者に係る登録申請を行います。すなわち消費税の課税選択を行うことになります。当然に消費税納付や消費税の申告の負担が発生しますので早めの検討が必要です。

5 帳票類の検討

適格請求書(インボイス)には、登録番号等を記載することが義務付けられています。現在使用している請求書又は領収書をベースに、必要事項の追加・修正をすることが必要になります。インボイスである請求書又は領収書の法定記載事項に不備があると、仕入税額控除の適用を受けることができなくなるので慎重に検討を行ってください。

6 まとめ

インボイス発行事業者となるための登録申請が令和3年10月1日からスタートし、10月1日以後、申請を行うと国税庁のホームページに順次公表されます。事業者間では、登録番号を相手方に通知・確認するといった動きが出てきます。取引先からインボイスを受領できない場合には仕入税額控除が制限されますから、取引条件などの見直しが必要になりますので、いつ頃、どのような方法で確認するのか検討し、準備しましょう。インボイス制度の開始は、令和5年10月1日です。そろそろ本腰を入れて制度の理解をしても早すぎることはないでしょう。特に、消費税の免税事業者についてインボイス発行事業者になるか否かの判断は制度の理解をしっかりとしないとミスリードしかねません。年末の繁忙期に入る前にゆっくり時間をかけて理解していきましょう。



Profile

税理士法人コモンズ 代表社員
税理士 坂本 健一

【経歴】

- 大阪府立大学大学院経済学研究科修士
- 阪奈信用金庫(現:大阪シティ信用金庫)に勤務
- 融資業務を6年間担当し中小企業金融について学ぶ
- 税理士事務所にて実務を習得
- 2010年 税理士法人コモンズの代表社員に就任



坂本 健一

中央会事業

コラム

情報レポート

令和3年9月10日集計

概況

県内中小企業は、緊急事態宣言の発出による影響が大きく、景気回復が減速しつつある。コロナウイルス感染症の拡大が重石となり、先行きへの不透明感が増す結果となった。

内閣府が9月7日に公表した7月の景気動向指数の速報値は、景気の現状を示す一致指数が2カ月ぶりに低下した。部品供給不足による自動車産業の生産減少などが原因とされている。

一方、県内の中小企業は、景気回復の減退感が否めない。製造業では、原材料不足と高騰による生産の低下による悪化が指摘されるが、非製造業では、緊急事態宣言の発出による悪影響が大きい。特に非製造業における8月の売上指標は、今年2月と同水準まで悪化する大変厳しい数値となった。県内中小企業では、景気先行きへの不透明感が増す結果となった。

業種別景況天気図 (前年同月比)

令和3年8月(9月集計)分

| 業種 | 項目 | 景況 | 売上 | 収益 | 資金 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 製造業 | 景況 | -8% | 14% | 11% | -8% |
| | 非製造業 | -54% | -62% | -54% | -41% |
| 総合 | 景況 | -32% | -25% | -22% | -25% |

| 県内の景況 | 快晴 | 晴れ | 曇り | 雨 | 大雨 |
|---------|------|-----------|------------|-------------|-------|
| マーク | | | | | |
| 基準(01値) | 30以上 | 10以上~30未満 | -10以上~10未満 | -30以上~-10未満 | -30未満 |

業界の声

製造業

食料品

8月上旬は好調に推移し昨対128%であった。8月中旬はお盆休み前から線状降水帯による異常気象が長期間全国的に続き、後半は急ブレーキがかかり、昨対50%以下の出荷数だった。

出版・印刷

緊急事態宣言の発出により回復の足取りは次第に弱くなってきている。夏のイベントは軒並み中止となった。昨年の緊急事態宣言明けは受注が大きく伸びたが、今回はコロナ禍が続くだろうという危惧を前提に9月を迎えないといけない。

木材・木製品

工芸品は、目立ってよい話も悪い話も聞かない。独自性のある商品のネット販売は好調のようであるが、独自性の薄い商品はネットの世界においても価格競争の中で採算性は厳しい。

鉄鋼・金属

先月同様景気状況は悪く、緊急事態宣言下の中、営業活動も制限され、売上も減少し、収益状況と資金繰りの悪化傾向が見られる。

一般機器

標準品については、売上は前月及び前年並みとなった。プラント品については、売上は豊富な受注残もあり計画通りで推移している。製造については、盆明け以降、樹脂製部品、電子部品の一部が納期遅延の状態になっており、物によっては納期末定のものも出てきている。

その他

当組合が取扱っている線材についても受注が減少しており、特にお盆以後は激減している。漁業関係の釣針に関する売上も減少気味である。

非製造業

卸売業

業況は改善してきているが、まだまだ全体として売上げ、利益率アップにはなっていない。官公庁中心に展開している大型電気工事店は、先行仕事が安定して忙しいが、町場工事を中心に活動している小型工事店は仕事不安定のまま厳しい状況が続いている。

小売業

緊急事態宣言によりお客様の動向に少し変化が見られるが、前のような緊迫感はなく、ワクチン接種が進んでいる関係と夏休みで以前のような集客減はない。しかし、消費生活の基調はコロナ禍ベース。顧客の滞留時間は短く、目的買いの傾向が強い。その為、前年同月比は減少、前月比も減少と厳しい状況に変わらない。

商店街

緊急事態宣言に加え、大雨かつ長雨という事で客足は止まってしまった。悪かった前年を割ってしまう所が出てきているのが心配。協力金に該当しない業種が多いので、組合運営も大変である。午後の入出が激減している。

サービス業

各地域で選挙活動による仕事が増えてきているが、会議やイベント等が中止や延期になっており、景気回復には程遠い。

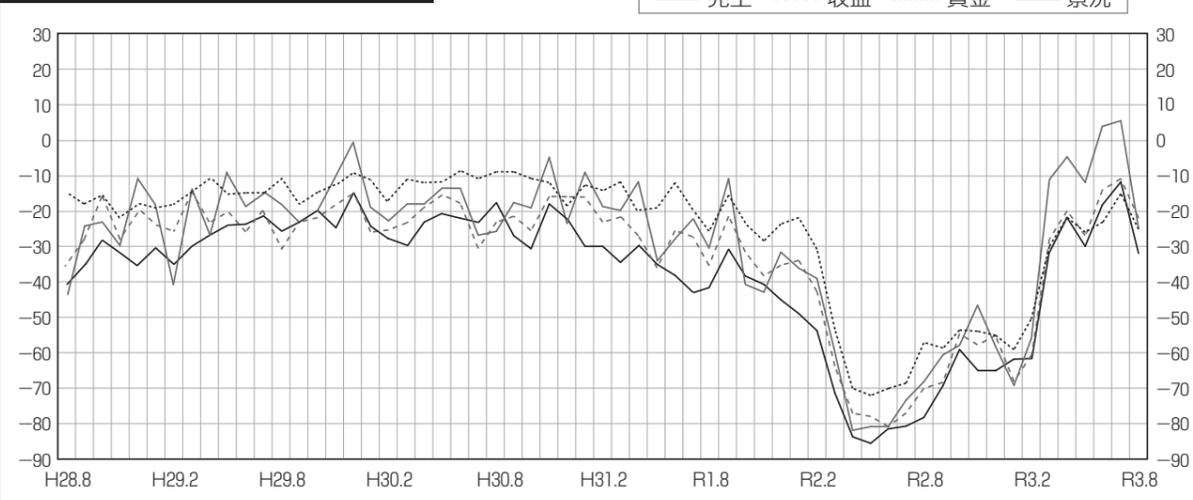
運輸業

食品・宅配以外の荷動きは低調なままである。回復の兆しなど微塵も感じられない。緊急事態宣言下であれば当然なのかもしれないが、とにかく非常に厳しい。

その他

病院・介護施設・産婦人科・保育園で人材使い捨て重視の考え方が次のスタンダードとして生じてくると、ビジネスモデル自体の変更に繋がる。注視していくべき動きである。

景気動向(前年同月比)の推移 DI図



DIとは?

ディフュージョン・インデックス (Diffusion Index) の略で、景気が「上向き」か「下向き」かという、景気の方角性を示す指数。DI値は、調査対象組合に「好転」「不変」「悪化」というような選択肢の質問を行い、「好転」の回答構成比から「悪化」の回答構成比を差し引いて算出している。

◇ DI値 = (「増加」・「好転」した組合数 - 「減少」・「悪化」した組合数) ÷ 回答組合数 × 100



令和3年度

テレワークマネージャー 相談事業

総務省 事業

新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークが注目されていますが、総務省では、テレワークの知見、ノウハウ等を有する専門家(テレワークマネージャー)が、無料でテレワーク導入に関するアドバイス等を行う「テレワークマネージャー相談事業」を実施しています。

テレワークを導入するためにはどうすればいいの？ システムやセキュリティは？

テレワークの専門家によるコンサルティング
専門家が、主にICT面でテレワークの導入に関するアドバイス等を実施します

導入支援
導入検討、トライアル、正式導入まで、企業規模を問わず支援します

実施概要

対象 テレワークの導入を検討している以下の団体が対象です。
① 民間企業(株式会社、合資会社、合同会社等又は特定非営利活動法人)
② 都道府県・市町村等の地方公共団体及びそれに準ずる団体等

支援実施期間 2021年4月1日(木)~2022年3月11日(金)まで
※諸々の状況に応じて、期間終了を前倒しする可能性があります。

費用 コンサルティング費用:無料
コンサルティングにかかる通信費・実費負担
※電話料金やネット通信料、有料Web会議システム利用料

支援内容 テレワークによる効果の説明、テレワークに適したシステム(在宅勤務などを行うためのICT機器、システム)や情報セキュリティ、勤怠労務管理、導入に向けてのプロセス設計、テレワーク導入に伴うDXの推進、その他テレワーク全般に関する情報提供・相談
※本事業はテレワーク関連補助金をご紹介する等のご相談は受けませんが、補助金を支給する事業ではございません。
※本事業は職場内でのテレワークを促進するものであるため、相談希望内容によっては相談をお受けできない場合があります。

テレワーク導入によるメリット

- 多様な人材の確保ができ、企業イメージの向上につながる
- 採用・育成した従業員が、育児・介護や配偶者の転勤等においても働き続けられ、離職の防止になる
- 営業職等が移動中のすきま時間や待機時間を有効活用して、生産性を向上できる
- 突発的な災害・事故やインフルエンザ、パンデミック等がおきても早期に復旧し、事業継続が可能
- 「障がい者・高齢者雇用促進」「ワークスタイル変革」に着手し、活力ある組織づくりを促せる
- 在宅勤務やどこでも働ける「モバイルワーク」、「サテライトオフィス」の活用により、多様で柔軟な働き方や通勤時間の削減を実現
- ペーパーレス等によるコスト削減にもつながる
- クラウド化、RPA、電子契約の導入等のDXを促進することで、生産性の向上につながる

相談実施期間

令和3年 4月1日(木) ▶▶▶ 令和4年 3月11日(金)

費用 コンサルティング費用は無料、通信料は利用者負担

Q テレワークマネージャー相談事業とは?

A テレワークの知見、ノウハウ等を有する専門家(テレワークマネージャー)が、無料でWeb会議・電話または派遣訪問によるコンサルティングを実施します。働き方改革の導入の効果やテレワーク導入にあたってのICTツール、セキュリティ等に関する情報提供を行います。
※新型コロナウイルス感染症対策のため、状況によって全国または一部地域での現地派遣を中止し、Web会議・電話での相談のみとなる場合もございます。

お申し込み お問い合わせ

ホームページの相談希望者登録画面より必要事項を記入して送信してください。
Q <https://teleworkmanager.go.jp/>

申請手続き等、詳細につきましては、事務局である「NTTデータ経営研究所」までお問い合わせください。
テレワークマネージャー相談事業 事務局
株式会社 NTT データ経営研究所
TEL: 044-299-7084 (平日9時~17時)
MAIL: twm@nttdata-strategy.com



Webサイトはこちら

お知らせ

お知らせ

事業者の方へ

消費税のインボイス制度

令和3年10月1日 登録申請 受付開始!

登録申請手続は、e-Tax をご利用ください!!

☑ [e-Taxソフト(WEB版)],[e-Taxソフト(SP版)]をご利用
いただくと質問に回答していくことで申請が可能

☑ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能

※「登録通知」には、令和5年10月以降インボイスに記載が必要な「登録番号」を記載しており、紛失防止等の観点から電子データでの受領をお勧めしています。

個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。
スマートフォンからの申請には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

「インボイス」ってナニ?

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

インボイスの記載事項

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。

適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。

●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。

【専用ダイヤル】
0120-205-553 (無料)
【受付時間】
9:00~17:00 (土日祝除く)

●インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。



登録申請書の郵送による提出先

以下のインボイス制度に関する書類を郵送により提出される方は、次の宛先に送付してください。

- 適格請求書発行事業者の登録申請書(国内事業者用・国外事業者用)
- 適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書
- 適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)届出書

| 名称 | 所在地 | 管轄地域 |
|----------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 大阪国税局 インボイス登録センター | 〒550-8526 大阪市西区川口2丁目7番9号 | 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 |

※インボイス登録センターでは、インボイス制度に関する書類のみ受け付けています。

新型定期預金 マイナーベスト

高めの金利設定(当金庫内比較) | 1年、2年、3年から期間が選べる | お預け入れは50万円から

●神戸市役所南側西入る **神戸支店** 〒650-0032 神戸市中央区伊藤町111 ☎078(391)7541

●市民会館東隣 **姫路支店** 〒670-0015 姫路市総社本町111 ☎079(223)8431

●労働福祉会館前 **尼崎支店** 〒660-0096 尼崎市東灘波町5-19-8 ☎06(6481)7501

令和3年8月から「業務改善助成金」が使いやすくなりました

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要 事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資など(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)を行った場合に、その費用の一部を助成します。

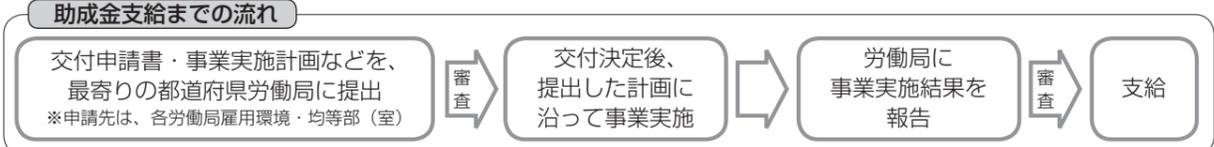
詳しくはHPをご覧ください! 業務改善助成金 検索

変更後のコース内容 ※申請期限: 令和4年1月31日

| コース区分 | 引上げ額 | 引き上げる労働者数 | 助成上限額 | 助成対象事業場 | 助成率 | | |
|------------|-------|-----------|-------|---|--|---|---|
| 20円コース | 20円以上 | 1人 | 20万円 | 以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下 | 【事業場内最低賃金900円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(※2) | | |
| | | 2~3人 | 30万円 | | | | |
| | | 4~6人 | 50万円 | | | | |
| | | 7人以上 | 70万円 | | | | |
| 30円コース | 30円以上 | 1人 | 30万円 | | | 【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5(※2) | |
| | | 2~3人 | 50万円 | | | | |
| | | 4~6人 | 70万円 | | | | |
| | | 7人以上 | 100万円 | | | | |
| (新設)45円コース | 45円以上 | 1人 | 45万円 | | | | 【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5(※2) |
| | | 2~3人 | 70万円 | | | | |
| | | 4~6人 | 100万円 | | | | |
| | | 7人以上 | 150万円 | | | | |
| 60円コース | 60円以上 | 1人 | 60万円 | 【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5(※2) | | | |
| | | 2~3人 | 90万円 | | | | |
| | | 4~6人 | 150万円 | | | | |
| | | 7人以上 | 230万円 | | | | |
| 90円コース | 90円以上 | 1人 | 90万円 | | 【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5(※2) | | |
| | | 2~3人 | 150万円 | | | | |
| | | 4~6人 | 270万円 | | | | |
| | | 7人以上 | 450万円 | | | | |

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下のいずれかに該当する事業場が対象となります。
①賃金要件: 事業場内最低賃金900円未満の事業場
②生産量要件: 売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。



働き方改革推進支援資金

◆日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。
【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

最低賃金が改正されました

兵庫県最低賃金 時間額 928円

(令和3年10月1日発効)

最低賃金は、パートタイマー、アルバイト等すべての労働者に適用されます。詳しいことは、兵庫労働局労働基準部賃金室(078-367-9154)又は最寄の労働基準監督署にお問い合わせください。

<業務改善助成金等の支援相談・申請窓口>
相談は「兵庫働き方改革推進支援センター」 TEL: 0120-79-1149
申請は「兵庫労働局雇用環境・均等部企画課」 TEL: 078-367-0700